

日本への香港ワーキング・ホリデー査証（ビザ）申請案内 (2026年版)

ワーキング・ホリデー制度は、一定の条件を満たす香港居住の青少年に対して、日本の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、日本において最長1年間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費・旅行資金を補うための就労を認める制度です。

2026年の日本へのワーキング・ホリデー査証（ビザ）申請は、1500名の査証（ビザ）を発給します。

（注）就労を目的とした査証（ビザ）ではありません。就労はあくまで休暇の付属的な活動として認められます。また、バー、スナック、キャバレー等の風俗営業または性風俗特殊営業が営まれている営業所での就労は認められません。

1 申請日程

（1）第一期

申請受理期間：1月12日（月）～1月23日（金）

結果発表：2月20日（金）

査証（ビザ）交付期間：2月23日（月）～3月6日（金）

（2）第二期

申請受理期間：4月13日（月）～4月24日（金）

結果発表：5月22日（金）

査証（ビザ）交付期間：5月26日（火）～6月5日（金）

（3）第三期

申請受理期間：7月06日（月）～7月17日（金）

結果発表：8月14日（金）

査証（ビザ）交付期間：8月17日（月）～8月28日（金）

（4）第四期

申請受理期間：9月22日（火）～10月05日（月）

結果発表：10月30日（金）

査証（ビザ）交付期間：11月02日（月）～11月13日（金）

2 査証発給基準

- ① ワーキング・ホリデー査証申請時に香港に居住している香港特別行政区の「Ordinarily Resident」であること。
- ② 1年を超えない期間、主として休暇を過ごすために日本に入国する意図を有すること。
- ③ ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること。
- ④ 被扶養者を同伴しないこと。(当該被扶養者が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。)
- ⑤ 有効な香港特別行政区政府旅券又は英國BNO旅券を所持していること。
- ⑥ 香港に戻るための切符又は同切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- ⑦ 日本における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持していること。
- ⑧ ワーキング・ホリデー滞在終了後に日本を出国する意図を有すること。
- ⑨ 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。
- ⑩ 健康であり、健全な経歴を有し、かつ犯罪歴を有しないこと。
- ⑪ 十分な保険に加入していること。

3 申請手続き

申請書類は「ワーキング・ホリデー査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表」を参照してください。

(注1) 希望者本人が、必要書類を直接日本査証申請センターに提出して申請してください。受付は予約優先ですが、直接申請は午後3時00分までとなります。（代理人による申請、郵送による申請、**オンライン申請**、当館査証窓口での申請は受理しません。）

(注2) 日本査証申請センターでは、査証申請センター利用料をお支払いいただきます。

(注3) 申請期間中の申請は原則として全部受理しますが、申請期間を経過した申請は、如何なる理由があつても受理できません。

(注4) 提出する必要書類に不足又は不備があつても、原則として当館から連絡はしません。申請後の追加提出も認めませんので、申請の際の書類の確認を十分に行ってください。なお、必要書類以外の書類で、査証官が必要と認めるものがあるときは個別に連絡することがあります。

(注5) 提出した書類は審査終了後でも返却できません。

4 審査方法

(1) 申請を受け付けた全件について、厳正な審査を行います。

(2) 査証官が必要と判断したときには面接に来ていただくことがあります。その場合は個別に連絡して日時を指定しますが、正当な理由がなく面接に来ない方は申請を辞退したものとみなします。

(注) 香港に居住している方を対象にした制度ですので、例えば、海外留学中のため面接に来られない、といったことは正当な理由となりません。

(3) 発給枠数を超える申請があった場合には、ワーキング・ホリデー制度の目的、発給の要件に最も適している方を選出します。申請の先着順に査証（ビザ）交付が決定するわけではありません。

(4) 査証（ビザ）審査の基準、発給（不発給）理由等を始め、査証（ビザ）審査に関することについては一切お答えできませんのでご了承ください。

(5) 一回の申請期間につき、同一人から複数の申請があった場合は、その方の申請は全て無効とします。

5 結果（審査通過者）発表

審査結果は、査証（ビザ）発給を認める方の受理番号（申請受理時にレシート（「Receipt」）に押印した番号）を当館ホームページに掲載し、併せて日本査証申請センターに掲示します。なお、結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了解願います。

6 査証（ビザ）交付手続き

上記1の査証（ビザ）交付期間中、審査通過者本人が以下の書類3点を日本査証申請センターに持参してください。2営業日後に、3か月間有効の査証（ビザ）を交付（パスポートに貼付）します。

① パスポート（原本）

② レシート（「Receipt」）（原本）

③ 日本で国民健康保険に加入する旨の**誓約書（書式あり）**又は海外旅行保険加入を証明できる書類（原本及び写し）

(注1) 査証（ビザ）交付期間内に出頭しない場合は、辞退したものとみなし、通過無効とします。

(注2) 査証（ビザ）の有効期間（交付から3か月）内に日本に到着し入国審査官から上陸許可を受ければ、その時点から1年間の日本滞在が認められます。

7 その他

この案内は必要に応じて更新することができますので、ワーキング・ホリデー査証（ビザ）申請、同交付査証（ビザ）の受け取りなどの場合には、必ず当総領事館の公式ホームページで最新情報を確認してください。また、「日本へのワーキング・ホリデー査証（ビザ）“Q&A”」なども合わせてよく読んでください。

ワーキング・ホリデー査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表

対象者	申請時に満年齢18歳以上30歳以下の方
申請書類	<p>次の書類を1部ずつ用意し、申請窓口等の混雑を避けるため、順番どおりにまとめて提出してください。（写しの提出は必ずA4サイズの紙の片面のみを使用してください。写しは白黒、カラーいずれでもかまいません。）</p> <p>なお、必要に応じ追加の書類をお願いする場合がありますので、予めご了承願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 査証申請書（指定書式） ② パスポート（写し） ③ 陳述書（原本） ④ 履歴書（原本）（指定書式） ⑤ 香港 Permanent Identity Card（写し） ⑥ 在学証明書又は最終学歴証明資料（写し） ⑦ 帰国のための切符を購入するための資金及び滞在当初の生計を維持するための資金を所持することを証明する資料（写し） ⑧ その他自己アピール資料（写し）

申請書類の注意事項

1 査証申請書（[指定書式](#)）

- (注1) カラー写真（6か月以内に撮影した（45mm×35mm、正面、無帽、無背景））を糊でしっかりと貼付してください。
- (注2) 身元保証人欄及び招へい人欄の記載は不要です。
- (注3) 申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの）。

2 パスポート（写し）

- (注) 身分事項ページ、署名のあるページ及びこれまでの日本への出入国証印がある場合はその全ページの写しを提出してください。

3 陳述書（原本）

- (注1) WH制度を利用したい理由、入国後に希望・予定する活動内容等を申請者本人が日本語、中国語又は英語で記載してください。
- (注2) A4サイズの紙（片面）に記載してください。枚数は問いません。
- (注3) 最後に氏名、香港 I D番号を記載し、直筆で署名してください。署名以外はパソコンで作成してもかまいません。

4 履歴書（原本）（[指定書式](#)）

- (注) 日本語、中国語又は英語で記入してください。

5 香港 Permanent Identity Card（写し）

- (注) 「香港 Permanent Identity Card」の表面の写しを提出してください。

6 在学証明書又は最終学歴証明資料（写し）

- (注) 卒業証明書等の写しを提出してください。

7 帰国のための切符を購入するための資金及び滞在当初の生計を維持するための資金を所持することを証明する資料（写し）

- (注1) 2万2000香港ドル相当以上。
- (注2) 本人又は扶養者の預金残高証明書の原本又は預金通帳の写しを提出してください。これらが扶養者の名義である場合には申請人との家族関係を証明する資料の写しも併せて提出してください。

8 その他自己アピール資料（写し）

- (注) 提出がなくても申請可能です。自己アピールしたいことがある方のみ資料（例えば、日本語能力試験認定証、日本語学校の修了証、日本の文化に関する免状等（例：茶道、華道、柔道、剣道等）の写し）を提出してください。